

Information 町民税務課

産前産後期間の国民健康保険税の免除について

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援などの観点から、令和5年11月1日以降に出産予定または出産した方の産前産後期間の国民健康保険税を免除する制度です。

■対象となる方

令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。(妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です。死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。)

■受付期間

出産予定日の6か月前から届けができます(令和6年1月4日から受付開始)。出産後の届出も可能です。

※出産後に届出する場合、対象期間に属する年度の最初の保険税の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降は、該当年度の保険税の変更はできなくなります。案内チラシ▶



問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

Information 環境防災課

広野町高齢者運転免許証自主返納者支援事業について

運転に不安を持つ高齢者の運転免許証の自主返納を促進し、高齢者による交通事故の減少を図ることを目的とした事業です。

■支援事業の内容

運転免許証の自主返納を行った方が、町に申請書を提出していただくと、審査の後、町内で利用できる「タクシー利用券」20,000円分を交付いたします。(500円/枚×40枚=20,000円)

■対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

1. 運転免許証を自主返納する時点で**満75歳以上**の方で、**平成30年4月1日以降**に自主返納を行った方
2. 自主返納した日において、町の**住民基本台帳に登録**されている方

■申請をする前に

町に申請をするには、「**運転免許証の取消通知書**」または「**運転経歴証明書**」が必要となりますので、警察署か運転免許センターにおいて発行の手続きをお願いします。

■申請の手順

1. 事前に発行してもらった、「運転免許証の取消通知書」または「運転経歴証明書」の写しと自主返納者の顔写真を持参のうえ、役場環境防災課窓口で申請してください。
2. 写真のサイズは**縦が4.5cm、横が3.5cm**のもので、背景が無地で脱帽、サングラスなどをかけないで顔がはっきりと分かるもの。

3. 申請内容を審査した後、交付月日が記載された決定通知がお手元に届きますので、環境防災課窓口を持参のうえ、「広野町高齢者運転免許返納者証明書」および「広野町タクシー利用券」を受領してください。

※受領の際には、印鑑が必要となります。

4. 特別な事情がある場合、代理利用者を指定することができます。

■ご利用になれるタクシー会社

ご利用になれるタクシー会社は、広野タクシー有限会社のみとなっております。(☎0240-27-2151)

■ご利用方法

1. タクシー乗車時に、「返納者証明書」をドライバーへ提示してください。
2. 運賃を支払う際に、タクシー利用券と現金を下記の使用例を参考にドライバーへ渡してください。

※タクシー利用券のみで精算の場合、おつりは出ませんので、運賃の額面以下でご使用ください。
※タクシー利用券を使用する場合、町外の移動が含まれる場合は、使用できませんのでご了承願います。

使用例) 運賃1,200円の場合

タクシー利用券500円分を2枚使用

(1,000円分)

残り200円を現金で支払う

■有効期限

タクシー利用券の有効期限は、交付を受けた日から1年以内となっております。

問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114

Information 総務課

広野町町営住宅などの入居者公募

広野町町営住宅などの入居者を募集しますので、入居を希望される方は、下記のとおり申込みください。

■公募住宅の詳細

名称	大平団地	広野原団地	大平未来団地	桜田住宅	マリンコーポ
種類	集合	集合	集合	集合	集合
間取り	3DK	2DK	2LDK	3DK	2LDK
構造	RC造	RC造	木造	RC造	RC造
空き戸数	6	2	1	8	2
建築年	昭和48年	平成26年	平成28年	平成6年	平成8年
階数	2階 メゾネット	2階	1階	5階 エレベータ無	3階 エレベータ無
所在地	折木大平地区	下浅見川 桜田地区	折木大平地区	下浅見川 桜田地区	下浅見川 桜田地区
所得要件※	月額所得 15万8千円 以下	月額所得 15万8千円 以下	月額所得 15万8千円 以下	月額所得 15万8千円 以上	月額所得 20万円以上
その他	単身・ペット 不可	単身・ペット 不可	単身・ペット 不可	単身・ペット 不可	単身・ペット 不可
家賃	8,700円～ 20,600円	15,700円～ 41,600円	13,400円～ 35,600円	33,000円～ 40,000円	52,000円

※所得要件については、「(世帯全員の合計所得－控除額の合計)÷12か月」といった算出式を用いますので詳細については、ホームページもしくは問合せ先までご連絡ください。

■入居申込方法

■申込資格

- ・同居親族があること。
- ただし、次に該当する方は単身で申し込みが可能です。
 - ▶60歳以上の方
 - ▶生活保護者
- ・住宅に困っていることが明らかな方。
- ・前年の世帯の合計所得が上記の表の所得要件内であること。
- ・過去の町営住宅などに入居していた際に滞納家賃など債務がないこと。
- ・過去に町営住宅などに入居していた際に住宅明け渡しの請求を受けたことがないこと。
- ・暴力団員でないこと。

■申込に必要な書類など

- ・入居申込書
- ・暴力団排除に関する誓約書
- ・世帯全員が記載されている住民票の写し(筆頭者、続柄が記載されているもの)

- ・前年の所得を証明できる書類(源泉徴収票や所得証明書)
- ・納税していることが確認できる書類(納税証明書)
- ・困窮事項申告書(大平団地、蛇木団地、広野原団地・大平未来団地の入居希望者のみ)

■申込受付期間

令和6年2月13日(火)～令和6年2月22日(木)
窓口の受付は、午前8時30分～午後5時15分

■選考方法

書類審査後、希望する部屋に重複があった場合は公開抽選により入居者を決定します。

■入居抽選会および入居者説明会

令和6年3月中旬を予定しています。
申込された方には、書類審査後、電話または文書にてお知らせします。

■入居可能時期

令和6年3月下旬を予定しています。

問 広野町 総務課 ☎0240-27-2111